

「東京電力」における資産除去債務の計上と財務諸表への影響について ー福島第一原発の廃炉解体費用を中心にー

劉 博（川口短期大学）

日本の企業会計基準委員会は、有形固定資産の除去に関わる将来の費用を財務諸表上反映させることが、投資情報として有用である⁽¹⁾と判断し、2008年3月に企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』（以下、資産除去債務会計基準とする）を公表した。資産除去債務とは、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」⁽²⁾をいう。

1989年から、日本において電力会社が原子力発電施設の解体費用を、「原子力発電施設解体引当金」として計上してきた⁽³⁾。資産除去債務会計基準の公表を受け、2011年度より電力会社は、企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針とする）8項を適用し、原子力発電施設解体費の総見積額の現在価値相当額を資産除去債務として計上している⁽⁴⁾。

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震による地震動と津波の影響により、東京電力株式会社（以下、東京電力とする）の福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発とする）では原子炉破損・放射線物質放出の事故が発生した。その後、福島第一原発1～4号機の廃止が決定され、関連する解体費の総見積額と計上済の累計額との差額は、災害特別損失として計上された。東京電力における解体引当金の積立過不足の課題が顕在化したのである。

2013年10月1日、経済産業省は、原子力発電所が想定より早期に運転終了となる場合には、巨額の費用を一括計上することにより、円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じることから、「電気事業会計規則」および「原子力発電施設解体引当金に関する省令」を改正した⁽⁵⁾。具体的には、廃炉の原因如何にかかわらず運転終了後も廃止措置中の原子力発電施設は電気事業の一環としての事業として減価償却を継続すること、原子力発電施設の稼働状況にかかわらず解体引当期間を従前の40年から50年に延長すること、解体引当金の計上方法は従前の生産高比例法⁽⁸⁾から定額法に変更すること、が規定されたのである。

本研究は、資産除去債務会計基準の適用要件と電気事業会計規則の改正内容を確認したうえで、東京電力における資産除去債務会計の適用前後の財務諸表の変化をふまえ、福島第一原発の廃炉解体費用の計上の実態と問題点について分析考察する。

<注>

(1) 企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』企業会計基準委員会、2008年3月31日、第22項。

(2) 前掲基準、第3項。

(3) 藤井良宏編著『環境債務の実務 資産除去債務への対処法』中央経済社、2008年10月10日、211頁。

(4) 東京電力株式会社『有価証券報告書 平成22年度（第87期）』、128頁、「8. 原子力施設解体費の計上方法」より。

(5) 経済産業省 News Release 「電気事業会計規則等の一部を改正する省令を施行しました」、平成25年10月1日。